

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社中井組
主たる営業所の所在地	兵庫県川西市
許可番号	兵庫県知事（般－２７）第３０２５７４号
許可を受けている建設業の種類	と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年６月１５日
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同法第１項第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第１項の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社中井組は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１４条違反により、同法第１１９条第１項の規定に基づき京都簡易裁判所から罰金２０万円の刑（役員に対しては罰金１０万円）に処せられ、令和２年１月１１日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。</p>